

INFORMATION No.3

年間エントリー者向けの年間パス運用について

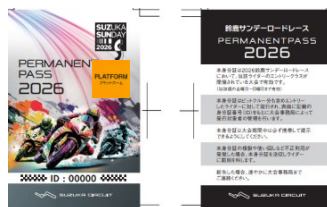
年間エントリー者向けの年間身分証/年間通行証の運用について下記のとおりといたします。

- ① 年間身分証/年間通行証は年間を通して使用いただくものでございます。再発行には手数料が発生いたします。各自、破損/紛失が無いよう管理をお願いいたします。
- ② 年間身分証はピットクルー分も含め表面に記載の身分証番号（ID）をもとに大会事務局によって発行対象者の管理を行います。また、年間通行証は表面に記載の管理番号をもとに大会事務局によって発行対象者の管理を行います。
- ③ 年間身分証/年間通行証の加工や複製、使い回しなどの不正利用が発生した場合、登録ライダーに罰則を科します。また、当該の年間身分証/年間通行証は無効とし回収されます。
- ④ 年間通行証は必ずルームミラーにかけ、券面の表面が外から確認できるように明示してください。また、指定駐車券で駐車可能な指定駐車枠は「パドック割」にて通知いたします。記載の駐車枠を遵守してください。
- ⑤ もてぎ・鈴鹿共済会は正式に登録されたピットクルーのみに適用されます。
パスを所持していても正式に登録されていないピットクルーの場合、共済会は適用されません。
正式な登録内容は参加受理書にてご確認ください、変更がある場合は必ず大会事務局に変更申請を行ってください。
- ⑥ 年間身分証におけるプラットフォームへの入場について、年間身分証にプラットフォームステッカーが添付されている年間身分証保持者のみプラットフォームへ入場可能です。

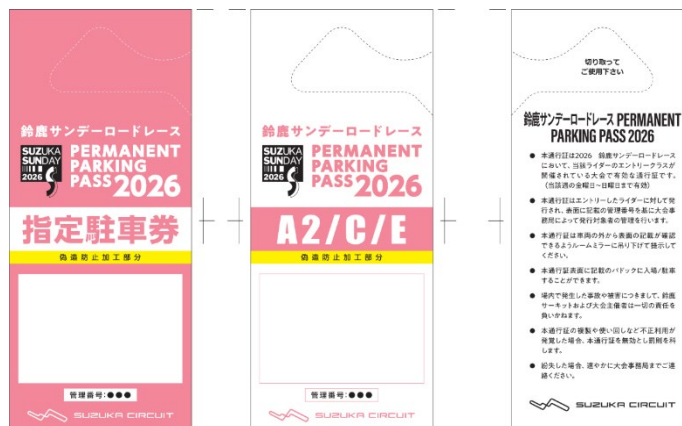
その他、年間身分証/年間通行証の運用に関するご不明点がございましたら、大会事務局へご相談ください。

■年間身分証イメージ

▼プラットフォームステッカーあり



▼プラットフォームステッカーなし



以上